

時間がなくなりました。では失礼しました。ありがとうございました。

議長(野口源次郎君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時2分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長(松尾敬一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。15番中田 剛議員。

[中田 剛君登壇]

15番(中田 剛君) 質問通告どおり質問をいたしますので、市長、理事者におかれましては、疑問の余地のない答弁を期待いたします。

最初に、入札妨害事件における市長の政治姿勢の問題です。

11月26日、鳥居前議長が逮捕され、議員だけでも5人目の逮捕者が出ました。図式はすべて同じで、松藤前建設管理部長より最低制限価格を聞き出し、特定の業者に知らせ、最低制限価格がこれに近い金額で落札する構図となっています。

私は、議員が市発注の公共工事に群がり、特定の業者と結びつき、不正を働く。このような犯罪行為を許すことができないことを、まず指摘をしておきます。

そこで、最初の疑問ではありますが、入札行為が行われると、その都度、部長から助役に報告されるようになっていきます。犬束助役は報告を受けておられるのですか。また、市長には報告をされているのでしょうか。

私なりに、5名の議員がかかわってきた今回の入札を振り返って整理をしてみると、桜馬場地区ふれあいセンターの入札は、平成13年の5月11日です。戸町中学校の運動場整備工事が同年の10月15日、総合運動公園の法面が同年の11月19日、網場漁港の高度化工事が同じく同年の12月25日となっています。油木町西町線の水路改修工事が年を明けて平成14年3月25日です。この5件だけを見ましても、約1年間にわたって次々に最低制限価格を教えるという事件が発生していたこととなります。この間、市長や助役は全く把握をする立場になかったのでしょうか。多くの市民は、5人もの市議が逮捕され、長崎市議会史上、例を見ない不祥事への発展に構造的な汚職・腐敗構造があるのではないかと、この点を不問に付すべきではな

い、このように率直な意見を出しているのです。

また、昨年12月議会、文教経済委員会では、片淵中学校武道場新築・プール移転改築主体工事で3つの共同企業体が同額で並ぶ結果に対して、議員からも率直におかしいなという指摘がなされています。しかし、前松藤建設管理部長は「偶然の一致」と答えています。この主体工事は、本年3月議会でも、本会議で「あり得ないこと」と同僚の議員から指摘が行われました。この間、約10カ月です。塩川前議員が逮捕されるまでに経過をしています。

市長、助役は、これらの指摘になぜ真剣な検討を加えなかったのかと判断するのは、私だけでしょうか。幹部会議など開催されたのでしょうか。どのような議論がされたのでしょうか。この点もお聞かせください。

これらの経過や議員の指摘に対して謙虚に耳を傾けることができれば、事態を早期に発見でき、対策を講じることができたと判断をいたします。市長や助役は、かかる経緯をどう考えておられるのか、率直にご答弁をいただきたいわけでありませう。

次に、平和問題について質問いたします。

米国のイラク攻撃計画は、世界における緊急かつ最大の重要課題でありますので、先ほど質疑もありましたが、私も質問させていただきます。また、有事法制化への今日時点での被爆都市としての市長の見解もあわせていただきたいのであります。

イラクの大量破壊兵器の開発をめぐる、国連安全保障理事会は全会一致で採択をした決議1441に基づく査察が継続をされています。今、世界が注目しているところです。米国は、イラク攻撃に新たな決議は不要との立場を取っていましたが、共通の挑戦に対処するため、安保理事会と協力をする、このように態度の転換を表明したとされています。この国連が果たした役割については、先ほど伊藤市長から評価に値する答えが返ってきました。私も今回の安保理事会の役割は非常に貴重なものであると率直に考えているところです。しかし、国連査察の経過をにらみながらも、イラク攻撃に踏み出す危険は一段と強まっているのが今日の状況ではないでしょうか。この間、イラクへ

の戦争反対の国際世論は日を追うごとに高まりを見せています。

アラブ諸国連盟は、これはアラブ21カ国とパレスチナの自治政府が加盟をいたしますが、イラク攻撃を完全に拒否すると強調いたしております。イラクに対しては、大量破壊兵器の査察の受け入れを決議し、この立場から、あらゆる機会をとらえて外交交渉を行ってきたと、アラブ連盟のハッサン・ヨーゼス事務局長報道官は、このように伝えています。

また、ロシアやフランス、中国、インドなどの首脳による共同声明などが相次いで出され、イラク問題は、政治的外交手段によってのみ解決が可能、このように明記し、国際世論は急速に戦争回避を求める動きに発展をいたしております。

このような状況の中で、日本政府は、最新鋭のイージス艦をインド洋に派遣することを決めました。表向きは、隊員の負担軽減、高い居住性の確保、このような理由をつけていますが、真のねらいは、米国の対イラク攻撃、支援拡大要求に応えることにあるのではないのでしょうか。そもそも憲法違反の自衛隊の海外派兵を1年以上継続をし、最新鋭の艦船をさらに派遣することは、米軍による戦争との一体化を一層進め、憲法を二重、三重にも蹂躪するものではないのでしょうか。

国会での審議過程の有事法制化は、これら戦争への一体化をさらに進めるもので、法制化の即時中止を強く求めるべきであります。

以上、イラク問題の平和的解決、有事法制化中止を求める被爆地長崎市長の見解を賜りたいと思います。

次に、福祉行政について。保育所の民間移譲の問題であります。

茂木保育所の民間移譲の交渉の場として、茂木地区保育所運営協議会が設置をされました。その結論として新たに提案されたのが、平成15年10月にまず民間委託、1年間経過後、平成16年10月に民間移譲するというものです。

また、福田保育所については、茂木保育所の民間移譲から半年後の平成17年4月に民間移譲との計画を発表いたしております。

この計画では、来年3月に民間委託の予算が提案されることとなります。私は、これまで説明会にも参加をし、保護者の意見なども直接聞くこと

ができましたが、率直に言って、市は疑問や不安には応えていないと考えています。

今日、保育をめぐる情勢は、保育の市場化が率直な議論になっていきます。多くの保護者は、民間移譲に伴い、どのような変化がもたらされるのか、敏感に感じ取っているのではないのでしょうか。その内容を要約をしてみますと、1つは、介護保険や知的・身体障害者福祉法分野には導入されましたが、直接入所契約制度の導入です。現在の保育所制度は、行政の窓口に入所の申請を行い、自治体の責任で保育を保障するシステムですが、それを利用者と事業者の契約関係に移行するもので、行政、サービス事業者、利用者の三者関係の中で、行政の直接責任が後退をしていくのは目に見えているではありませんか。

2つ目に、パウチャー制度の導入です。利用者の選択性を拡充する制度といわれていますが、本質は、社会福祉法人、企業の垣根をなくし、市場原理を保育に持ち込み、自由競争を促進することにあります。市は、民間移譲でも、社会福祉法人への移行であり心配はないと説明をいたしておりますが、動きはそこにとどまらぬと率直に指摘をしておきたいと思っております。

3点目に、設置・運営主体の規制緩和で民間の営利企業の参入です。この自由化は、既に2000年3月、厚生省児童家庭局長通知で民間企業の実施を具体的に認めています。本市は、これらの動きを背景として保育制度の再編成に着手し、民間移譲を進めていることは明確ではないのでしょうか。保育行政への将来的な展望も具体的に示さず、保育の質は同じ、経済効果が幾ら幾らある、こういった内容を示すだけでは、保護者が納得できないのは当然ではありませんか。

私は、市が一度原点に戻り、十分な議論を尽くすよう強く求めるものであります。

市長の見解を伺いたいと思っております。

次に、介護保険の見直しについて質問をいたします。

現在、介護保険の基盤整備や保険料の見直し作業が進められています。介護保険法では、厚生労働大臣の基本指針に則して、市町村は3年ごとに、5年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めるとしてあります。また、保険料についても、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるも

のとしています。既に示されている介護保険事業の見直しスケジュールに沿い、本市も介護保険事業計画の見直し、保険料の改定作業が最終段階を迎えていると思います。厚生労働省の調査では、見直し作業の中で、全国平均で約11%、総額1,950億円の負担増が予想されるとしています。

私は、今回の見直しの中で、保険料の値上げを抑制し、引き下げの研究を求めておきたいと思えます。ことしの10月から高齢者の病院での窓口負担が引き上げられました。来年の4月からは、年金額の削減までが計画に浮上いたしています。負担増が相次ぐ中で、これ以上の保険料の負担は限界との切実な声が出されています。

長崎市の見直し作業の中で、保険料の設定、減免制度の拡充など、どのように検討されているのか、市長の見解を伺っておきたいと思えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

= (降壇) =

副議長(松尾敬一君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 中田 剛議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、入札妨害事件の問題でございしますが、元建設管理部長が5件の公共工事の最低制限価格の情報を漏えいしたとされる事件で、元建設管理部長と現職の議長を含む5人の市議会議員が逮捕されるという過去に例のない事態に至ったことにつきましては、市民の皆様方に大変ご心配とご迷惑をおかけしております。心からおわびを申し上げたいと思えます。

かねてより、入札制度の公平性、透明性の確保に努めてきたところでございしますが、結果的に担当部長である元建設管理部長の逮捕に至り、任命権者として、その責任を非常に痛感しており、また、大変申しわけないと考えているところでございます。

これまで何人もの議員さんに申し上げましたとおり、4つの項目を柱とする再発防止策の策定とあわせ、私を含めた三役の政治倫理条例及び職員の皆様方の倫理条例をできるだけ早い時期に制定をし、二度とこのような事件が起きないように強固なシステムを構築することが、現在の私に課せられた使命ではないかというふうに考えているところでございます。議員の皆様方のご協力をい

ただきながら、不退職の決意をもって再発防止策に、議会の特別委員会も開催されています、両輪となって市政への信頼回復に向けまして全力を傾注する所存でございますので、よろしく願いを申し上げたいと思えます。

また、中田 剛議員さんからご指摘がございました、このように立て続けに元部長から漏えいがあるけれども、市長は入札の結果を知らなかったのかという、第1点目のご質問でございます。これにお答えをいたしたいと思えます。

皆様方ご存じのように、私のところに、いわゆる市長に対して甲決裁で来ますのは、1億5,000万円を超える金額の事業でございまして、今度問題になりました一連の問題につきましては、大変申しわけございせんが、組織上の一つのシステムとしましては甲決裁に当たりませんで、どういった事業が何日の日に入札があって、どういう業者で、入札結果がどうだというのは、大変申しわけございせんが、私のところには来てないという状況でございますので、この点をご報告を申し上げたいと思えます。

それからもう一つ、片淵中学校の件について、あれだけ議会で指摘されていたのに、いわゆる市長も含めて何もやっていないじゃないかというご懸念でございしますが、これは全く私ももっともだと思います。議会での指摘を含めて、私は踏まえた上で、私も、これもご答弁しておりますけれども、本人に何度も問い合わせをしております。「ああいうことが指摘されているけれども、本当に何もなかったのと、大丈夫なの」という疑問を私も投げかけております。本人からは「いや、ご心配をかけて申しわけありませんが、全くありません」というふうな回答が何回も返ってきておりますので、私は、その時点では、それを信用させていただいたということでございまして、この点もあわせてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の平和問題についてお答えをいたしたいと思えます。

最初に、米国のイラク攻撃計画への見解についてであります。ご承知のとおり、国連の安全保障理事会は去る11月8日、イラクに対する大量破壊兵器査察に関する決議を理事国15カ国の全会一致で採択をいたしたところであります。国連は、

米国と英国によります強硬な決議案を受けて、約8週間にわたる審議の中で、早急な武力行使に反対するフランス、ロシアを初めとする多く国の意見を取り上げながら、決議としてまとめ上げました。武力によらず、国際的協調によって平和的解決を図ろうとする国連の良識が働いた意義ある決議であるというふうに私も思っております。それだけに、イラクとしては、今回の国連安全保障理事会決議の重みを認識していただきまして、国連査察に全面的に協力するとともに、大量破壊兵器の完全廃棄に応じるべきであり、そのことが戦争回避への道であるというふうに確信をしているところでございます。

また、米国も単独行動に走るのではなく、国連を中心とした国際的協調の枠組みの中で、平和的解決に向けた外交努力を積み重ねるべきであるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私といたしましては、査察団の十分な活動とイラクの誠実な対応によって、最後まで平和的な解決が図られることを期待しているところであります。

次に、有事法制への見解についてご答弁いたします。

武力攻撃事態法案など有事関連3法案につきましては、さきの通常国会において審議がなされましたが、武力攻撃事態法案に規定されております武力攻撃事態の定義の問題あるいは有事における国民保護法制が先送りにされるなど、内容について十分な議論が尽くされなかったことなどにより継続審議となっているところであります。その後、現在開かれている臨時国会におきましても、成立に必要な協議の時間がとれないことなどにより設立する見通しは立っていない状況のようであります。

このような中、去る11月11日、政府から、我が国が武力攻撃を受けた際の国民保護法制の輪郭が示されました。この輪郭によりますと、都道府県知事による住民への避難指示など、国と地方の役割分担の明記、事業者などが緊急物資の保管命令に従わない場合などに罰則を設けることなどが盛り込まれております。

これらの有事法制につきましては、さきの9月議会でも申し上げましたように、私は、基本的には緊急事態において国民の安全を図るための制度

であるというふうに理解をいたしておりますが、法制化につきましては、国民の各界各層さまざまな意見があり、国会においても、さらに継続して議論されることが必要であるというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、有事法制は、私ども地方自治体や住民にとりまして、直接かつ深刻な影響を及ぼす問題であります。有事関連3法案はもとより、国民保護法制の内容についても、平和憲法の理念を遵守し、国会において十分に議論を尽くしてほしい、また、私ども地方自治体の意見も聞いてほしいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。＝（降壇）＝

助役（犬束洋志君） 今回の事件に関連いたしまして、入札執行の報告に少し補足をさせていただきます。

これまでは、本件を含めまして、特段、助役、市長への報告はなされてきておりませんが、今後、大型工事など特殊なものについては、その都度、報告することも検討しなければならないと考え、検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 次に、福祉行政についてお答えいたします。

まず、保育所の民間移譲問題についてでございますが、認可保育所は、国の保育指針に基づき格差のない保育を実施しており、また、地域的にも均衡のとれた延長保育等の保育サービスの提供など、効率的な児童福祉行政の推進を図っていくよう努めているところでございます。しかしながら、市立保育所と民間保育所の運営費の児童1人当たりの経費の比較において、市立保育所の経費が民間保育所の経費より大きく上回っております。その上、市立保育所が施設の拡充や多様な保育需要への対応を率先して実施するためには、さらに新たな職員の配置等の必要があり、運営費はますます増大することとなります。

このような状況の中におきまして、入所の決定、保育料の決定、運営費の支弁並びに保育の実施状況や関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを調査する指導監査権限により、必要な助言・勧告または是正によって行政の責任も一定確保さ

れていること、並びに本市の厳しい財政状況も踏まえ、行政資源の有効活用を図るとともに、多様な保育サービスの提供など、21世紀における子育て支援策の推進及び充実を図るため、市立保育所を社会福祉法人に移譲しようとしているものでございます。

これまで、保護者や住民の方々のご理解を得るため、茂木、福田それぞれの地区で地元の皆様や保護者等に対する説明会を実施してまいってきたところでございます。

茂木保育所につきましては、平成15年10月から平成16年9月まで社会福祉法人に委託するに当たり、早急に学識経験者や保護者、地元自治会、民生・児童委員、小学校PTAの代表の方などで構成する選考委員会を立ち上げ、委託先法人への条件等を設定後、法人の募集へと事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、法人の決定に当たりましては、選考委員会の意見を十分に踏まえた中で、その決定に当たりたいと考えているところでございます。

老人福祉や障害福祉に見られるように、今後、国の児童福祉制度の改正も考えられることから、社会福祉法人への移譲計画の白紙撤回をすべきではないかのご指摘でございますが、制度的には、社会情勢の変化に応じて改正される可能性はあると考えられます。

さきの大幅な改正でありました平成10年の改正におきましても、保育所の入所については、従来の行政処分としての措置から、保護者が各保育所に関する十分な情報を得た上で入所を希望する保育所を選択して、申し込みに基づき市と保護者が利用契約を締結する仕組みに見直されております。しかし、本市の状況においては、保育所待機児童解消が完全には図られていない状況でございますので、実態的には保護者の希望する第1希望の保育所に入所できないという事例も生じておりますが、制度的には、利用者の立場に立った良質かつ多様な保育サービスが弾力的に提供される制度的枠組みの整備がされたものであり、また、本年10月から施行されました認可外保育施設の指導の強化にも見られますように、今後の改正においても、より利用者の立場に立ったものになるのと考えております。

また、国におきましては、幼稚園と保育の連携

など、子どもたちの健やかな成長のための適正な保育または教育の確保のための検討が行われておりますが、いずれにいたしましても、保育所は乳幼児の家庭養育の補完を行うところであり、保育指針や指導監督権など、児童福祉の基本的な考えは堅持されるものと考えているところでございます。

これらのことから、茂木保育所及び福田保育所の移譲計画については、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、介護保険制度見直し問題についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目の介護保険料の改定についてありますが、介護保険制度では、介護サービスや介護保険料が適切かどうかなど、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うこととなっており、この計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、地域の要介護者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために策定されるものであります。

このことから、本市におきましても、平成15年度から平成19年度までの5年間の介護サービスの量の見込みとその確保策などを具体的に計画する第2期介護保険事業計画の見直し作業を現在進めているところであります。そのため、1つ、現行の介護保険事業計画について、政策評価の視点から目標値に対する実績の評価分析を行い、2つ、これを踏まえた上で第2期計画期間における政策目標を掲げ、3つ、この政策目標を実現するために実施する必要がある具体的な施策を明らかにすることに重点を置いた計画を策定することといたしております。

また、この計画は実質的に平成15年度から平成17年度までの本市における介護サービスの水準と第1号被保険者の保険料負担水準を定めるものであり、このため、計画の策定に当たりましては、介護サービスに係る費用を正確に見込むことは当然なことでありますが、まずはこの2年間の実績をきちんと分析し、それを踏まえて、どういう方向にもっていくのか、住民の参画も受けながら論議をすることが必要であると考えております。

そのような中、介護保険事業の運営につきましては、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に

応じた事業運営が求められるということから、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者など19名に委員としてご就任をいただいております介護保険事業計画策定委員会におきまして、介護サービスの利用意向や介護サービスの供給量の把握等の実態調査の結果や介護給付費の分析結果等を議題として、利用者本位の介護サービスを提供する体制の確保が計画的に図られるための施策等について、現在、議論をいただいているところであります。

今後、高齢化の進展により、一層の要介護者等の増加、また、制度の浸透・定着につれて増加する在宅サービス利用率や施設の計画的整備により、介護サービスの利用率や介護サービス水準は介護保険料の改定に直接的に影響していくものであります。

したがって、高齢者介護の仕組みとしてみずます浸透していくことによる介護保険制度を運営する保険者として、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域社会を構築していくという本市の将来像を考える視点で、地域の高齢者のニーズを反映したサービス水準と、それに基づく適切な介護保険料を設定してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、第2点目の介護料減免制度についてありますが、本市における減免制度につきましては、これまでもご説明申し上げてきたとおり、国が示しました条例準則等を受けて、本市介護保険条例の中では、災害、疾病、失業、農作物の不作等の4つ事由と本市独自に「特別な事情があること」を加えた5つの事由のいずれかに該当するもののうち、必要があると認められる者に対し、保険料を減免することといたしております。この減免を行う際には、生活保護法における最低生活費等を参考にさせていただきながら、被保険者の資産の活用などを十分考慮した上で、被保険者の個々の具体的な事情に基づき、客観的に納付能力を著しく喪失されると認められた場合に限り、減免の対象とさせていただくことにいたしております。

したがって、本市における減免に対する基本的な考え方を踏まえたとき、個々の具体的な事情に即し納付能力が認められない場合に限り減免

を行うものであり、例えば収入のみに着目した一定の減免の基準を設けることなどは、正確な負担能力を個々に判断しないまま減免を行うこととなり、他の被保険者との負担能力の公平性が確保できないことになるため、あくまでも個々の具体的な事情に即した減免を実施していくこととしております。

いずれにいたしましても、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合い、原則としてすべての方に保険料をご負担していただく制度であり、保険料の単独減免につきましては、国が示した、いわゆる三原則を引き続き遵守し、制度の枠組みの中で適正な減免を行うことといたしておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

15番（中田 剛君） 一通りご答弁をいただきましたので、再質問をしたいと思います。

最初に、市長答弁なんですが、市長三役の倫理条例をつくるのか、職員の倫理条例をつくる、再発防止策に力を入れると、私は、これは否定しませんし、ごく当然のことだと思うんですね。しかし、これまでの議会討論の経過を聞いてみますと、私は、市長答弁の中からはっきりしてくるのは、再発防止策の必要性は説きながらも、いわゆる原因の究明・解明ということには何ら触れないんですよ。原因の真相解明というのは、再発防止策の出発点じゃないですか。私は、率直にそう思います。すべてそうであるはずですよ。その原因の解明というところが、市長の政治姿勢の中で全然聞かれないんですね。この辺は、どのように考えておられるのでしょうか。

それからいま一つ、私が率直に思うのは、前松藤建設管理部長から、いろいろ話は聞いてきたけれども、最終的には、前建設管理部長の話を信じる以外ないという答弁が都度都度あっているわけですね。

犬束助役、私は、そうではなくて、専門家であるあなたの見解を聞きたいんですよ。あなた自身が直接判断できるものでしょう。一番判断できる立場にあると思うんです。そのことが私は、どうしても腑に落ちないんですよ。あなたの独自の見解を聞かせてください。

助役（犬束洋志君） 私独自の見解というお話でございますが、今回の事件のことにしまして、

先ほど市長もご答弁をいたしましたように、私も前の松藤建設管理部長に対しましては、三度、実際にそういうことはないのかという質問をいたしておりますが、その都度「ない」という報告をしてくれておりますので、そのことを信ずる以外に道はないのではないかというふうに思いますし、今回の結果については、その辺の私の管理監督責任の至らなかつた点は十分に反省をしているところでございます。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 今回の事件の原因究明をまずすべきではないかなと、これはもっともなことだと思います。原因究明というのは、結論だけ申し上げますと、よかれと思って建設管理部をつくって、建設管理部長がそういう最終の数字を把握するというふうな集中管理をしたということに対して、それに対するチェック機能といいますが、そういう備えまでしてなかったということが、結果的にはこういう事態に立ち至ったのかなという問題、あるいは第1指名委員会、第2指名委員会というものを従来の形で残していたことがどうだったのかなと、そういうこと等も含めた形の整理をずっとしながら、いわゆる先般発表いたしました4つの骨子の案、そして、先般はまたさらにそれに加えてインターネットで広く皆さん方のご意見をお聞きする、また、業界の方々とか関係者の方々のご意見とか説明をさせていただくと、そういう積み重ねを今しているということでございます。

以上でございます。

15番（中田 剛君） 最初に、犬束助役の答弁なんですけど、私は、そういう答弁ではだめだと最初から言っているんですよ。それはそうでしょう。松藤建設管理部長から話を聞きましてね、信じるとか信じないとかということはないですよ。あなた自身が専門家なんですから、あなた自身のところで十分な判断ができたでしょう。そのあなたの直接責任を私は聞いているんですよ。どういうふうに判断されてきたんですか。目をつぶってきたんですか。それとも全く知らなかったんですか。そこまで含めてご回答ください。

助役（犬束洋志君） どうお答えしていいのかよくわかりませんが、入札の結果がそうなったということは、その時点では、私は知り得ませんでしたし、今回の事件が起きて初めて知ったとい

うのが現状でございます。

以上でございます。

15番（中田 剛君） 助役の管理監督責任というのはどこにあるんですか。1年間にわたって、何件も相次ぐ結果として、事件が発生しているわけでしょう。それにあなたが知らなかったということは、これはどういうことなんですか。責任逃れなんですか。そんな言葉が許されるわけなんですよ。あなたは、あなたとしての責任ある答弁をここではっきりしてくださいよ。そうしないと納得できませんよ。

助役（犬束洋志君） さらにお答えをいたしますが、結果として、そういうことになっているということでありまして、例えば事前にその入札結果を見たとしても、今回のようなことがあったとは判断できなかったと私は今でも思っております。

以上でございます。

15番（中田 剛君） 片淵中学校のいわゆる武道場新設ですね、それからプールの移転工事というのが、12月議会の中で実は論議になりました。この入札というのは、翌年の具体的には3月との絡みもあるわけですが、ここで例えばそういう具体的な指摘もあったわけですから、犬束助役がそういう指摘に対して謙虚に目を向けて、少しの疑問でもあったらこれはどうなっているのかなという、そういう気持ちに立てたら、今事件になっている5件の部分でも、後半部分というのは避けることができたのではないですか。そう思いませんか。去年の12月議会、ことしの3月議会、かなり具体的な形で指摘があっているわけですね。それに対してはどうなんですか。庁舎内部で十分な検討、論議をやったんですか。本当に内容を深めて、一体、これはどうなっているんだという解明に努力をしたんですか。その辺に対する結果をお知らせください。

助役（犬束洋志君） 今のご指摘に関しましては、そういう事案が起こった時点で、最低制限価格をくじからコンピュータの乱数表に変えたりというような措置は取りましたが、それはその事案が、最低制限価格が漏れたということではなくて、そういう最低制限価格に一致するようなものがどうして出るのかということを議論した上での措置でありまして、結果論としては、そういう事件になりましたけれども、その時点では、それが事件に

なる、つまり的確な最低制限価格の情報が漏れているということは信じることはできませんでした。

以上でございます。

15番（中田 剛君） これは12月議会での委員会の指摘、それから3月議会での本会議での指摘、最低制限価格というのはもともとわからないわけですから、議員にもわからないわけですから、漏れたと断言はできないわけですよ。だれだってできないです。しかし、こんなはずはないということで疑問を投げかけているんでしょう。それくらいわかるはずじゃありませんか。そういう疑問に対して、それを謙虚に受けとめるというあなた方の気持ちが私はなかったと思っています。どんなんですか、その辺は。

私は、そういう気持ちがあったら、もっと早い段階で十分な論議をされて、一体、どうなっているのかという説明が進んだと思いますよ。知っているながら目をつぶったんですか、あなた方は。全然、その疑問が解けないんですよ。もっと納得できるようなはっきりした形で回答してくださいよ。

それから、市長の答弁なんですけど、今の答弁を別に否定するつもりはありません。しかし、いずれにしても、再発防止策を具体的に築いていく上でも、こういうケースの場合は、その真相解明と一体となって進めていくのが筋じゃないですか。真相解明を抜きにして再スタートということはあり得ないですよ。これは断じてあり得ないんですよ。私は、そういう点では、庁舎内部でできるだけ真相解明はやる、それを教訓として生かしていく。それが再発防止策に具体的に繋がっていく、その手法ではないんですか。市長の答弁は、私は、そういう点では、もう逃げの一手だなという感じしかしませんよ。その辺も率直に意のあるところを聞かせてください。

助役（犬束洋志君） 今でこそ思えば、建設管理部長一人が最低制限価格を知り得る立場にあったわけですね。それをその後の検討の結果、一人が知り得るということではいけないということで、くじにしたり、乱数表を使ったりして改善してきたつもりでございます。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 中田 剛議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

今度の事件、本当にショッキングな事件であり

ますし、大変な事件でありますので、先ほども答弁をいたしましたように、問題点は大体整理できているわけありますから、その問題点をきちんと反省をしながら、再構築をしながら、二度とこういう問題が起きないように形のいわゆる対策を講じていくと、それが先般発表しました4項目も含めて、今やっておりますさまざまな項目等を含めた、それがいわゆるそういうふうな再発防止に向けた形の対策になってきているということでございます。

ですから、当然、これは原因究明、どこに原因があったのかというのが一番ベースになっているというのは、これは中田 剛議員がご指摘のとおりでありまして、その原因がわからなくて対策は講じられないわけありますので、そういうことで今、次々と対策を練っていると、また、講じているということでございますので、ひとつ、よろしくお願い申し上げたいと思います。

15番（中田 剛君） 助役、再発防止策として、くじその他を導入されたということなんですけど、くじの施策を導入したのはいつなんですか。

建設管理部長（智多正信君） 本年の2月でございます。

15番（中田 剛君） 再発防止策として、くじ方式を2月に導入されたということは、その前の時点で薄々感じるものがあったということなんですか。どういうことなんですか。

建設管理部長（智多正信君） 入札制度の改革の背景につきましては、あくまでも入札契約適正化法、13年の4月に施行されましたので、本市としましても、そういう透明性の確保とか公正な競争等の確保等をかんがみまして、私どもは13年度中に、法に基づく制度改革を行ってきたと、その最初が2月のくじの導入でございます。

以上でございます。

助役（犬束洋志君） いろんな情報があるわけですけども、入札結果を見てそういうことにしたのでなくて、いろんな情報がある中で、やはり一人の建設管理部長に任せておいたのではいけないということを考えて、くじを採用したり、乱数表を採用したりして、一人の人間が決められないようにするという方策を採択したということでございます。

以上です。



15番（中田 剛君） 助役の論法からいきますと、2月にくじ引き制度を導入したということなんですから、その論法からいきますと、では、その前の段階で深い論議をやられたわけですか。どういう論議になったんですか。公式に、本当にそういう深い論議がやられて、そして制度を改変しようと、新たな仕組みを導入しようという試みがあれば、単に新しい方式の導入だけではなくて、その疑問点としている問題のすべてを解消できる、そういう動きができたはずじゃないですか。そうじゃありませんか。一体、どういう論議がされたんですか、その時点で。論議なくして勝手に動き出すことはありませんよ。その辺が全く闇に隠れているんですよ。一体、どうなっているのか、中身がわかりません。これは系統的に市サイドからもそういう報告はなされてないんです、実を言うと。

私どもは、議会もあるいは市長サイドも、そういう点で十分な努力をし合って打開策を講じていくという形にしているわけですから、すべて透明にしながら論議をしていくと、そういう立場が必要ではないですか。今、そういうところを市民の皆さんが一番疑問に思っているんですよ。一体、どうなっているんだろうかと。私だって、今の答弁をずっと聞いてなかなか納得できませんよ。もう少し納得できるような形で系統的に話してください。どういう形になっているんですか。

助役（犬束洋志君） どういう流れの中で、どんな検討をしたのかということにつきましては、明確なお答えができませんけれども、いろんな情報がある中で、やはり一人の人間が最低制限価格を決め、それをみずから書くということについての疑問は、いろんな情報の中からありまして、建設管理部、契約課と種々協議をしながら、どうしたらそれを一人の人間に責任を持たせるということではない形ができるのかという議論をした中で生まれたのが、くじであり、乱数表を使った方策だったというふうに記憶をいたしております。

以上です。

15番（中田 剛君） 何度聞いても明確な回答は返ってこないんですが、助役はですよ、そういうことからいきますと、どう思いますか。1年間です、この5件にわたる期間だけでもね。1年間にわたって不正が行われていたということなんですよ。12月議会の委員会で論議をして、塩川前議員

が逮捕されるまでも10カ月あるんです。直接、責任をあなたは負っているんですよ。この経過、その過程の中で、単に薄々感じて再発防止策を講じてきたということにしか受け取れませんよ。あるいは感じてなくても、全国的な動きの中で再発防止策を講じてきたと、こういう受けとめ方しかできません。そうでしょう。こんな長期間にね、もしあなたが全く気づかなかったとしたら、それは管理監督責任が全く果たされていないという証明ではありませんか。そんなこと許されませんよ。率直にご答弁ください。

助役（犬束洋志君） 最低制限価格の情報が漏れていたというふうには認識をいたしておりませんでした。しかしながら、そういうことを一人の人間、人間といいますか、管理部長にさせるということについての疑問は生じてきておりましたので、最低制限価格をどういう形でやれば、何と申しますか、公平を保てる入札ができるのかということにする検討をした結果でございます。

15番（中田 剛君） 質問の角度を変えます。3月議会では、こういう天文学的な数字の一致はあり得ないと、この本会議の席上で指摘がありましたね。じゃ、その3月議会の後、その意見を十分尊重して、何か論議を深めてきたんですか。お答えください。

助役（犬束洋志君） 3月議会で答弁をいたしましたときには、最低制限価格の決め方についての改善はなされておりました。

以上です。

15番（中田 剛君） そういうことを指摘しているわけじゃないんですよ。それは、2月にくじ制度が導入されたわけですからね、そういう方式が導入されてきた経緯というのは、私もちゃんとわかっています。問題では、議会の発言に対して、その発言を重要視して、あなた方がその発言に基づいた中身の解明なり、状況の把握なりに努めてきて、具体的な対応策を取ってきた、そういう会議が開かれたのかどうかということなんです。内部で慎重な論議をやったんでしょうか。議会の論議を真剣に受けとめて。どうなんですか。

助役（犬束洋志君） 一つは、漏らしたか漏らさないかということに対して、本人に事情聴取をし、確かめてはありました。答えが、漏らしていないということでございますから、3月議会でご答弁

を申し上げたとおりでございますが、やはり一人の部長に任せておくことはよろしくないという判断に立って、2月からくじにしたり、乱数表を使ったりいたしました。今回の事件の件は、くじや乱数表を使わなかった、試行の段階の中で、くじや乱数表を使わなかった工事について発生したものだというふうに思っております。

以上です。

15番（中田 剛君） 私は、率直に答弁を聞いて、市長、助役の本当に誠意ある答弁が返ってきたとは思いません。これだけ長期間にわたって、いわば犯罪行為が内々行われて、しかも、助役、あなたは責任者なんですよ。この道の専門家なんですよ。全く知らなかったというんですか。信じられないです、私は。

これ以上、答弁は返ってきませんから、あえてそれ以上、深い追及はいたしません、もっと市長、助役としての政治責任をきっぱりと果たしてください。私も、これからもそのことは重要だと思います。当然、再発防止策についても、あるいは長サイドの、議会サイドの倫理条例についても、もっと深い内容のものをつくっていくのは、これは当然のことだと思います。その点は、ひとつ私の意のあるところを受けとめていただいて、今後大いに努力を発揮してほしいというように、ここで強く申し上げておきたいと思っております。

それから、保育所の民間移譲の問題ですが、私は、今回の、来年10月から民間委託にもっていくと、それから1年後、民間移譲にもっていくというこの経緯ですね。端的に言いますと、移行時のことが心配だから民間委託、民間移譲という方式に道を開いたと、大体、こういう形になっていきますね。しかし、住民の皆さんに、端的に言いますと、より役所が負担にならないような形で、その方式を認めてもらうと、あなた方は、そういう形で、この民間委託から移譲方式というものを導入しただけじゃないんですか。非常にこそくな手段だと私は思いますよ。私も、この説明会には、例えば福田の方でも常時参加させていただいておりますが、大変多様な意見が出ています。多様な意見が出されておりますが、あなた方の問題の処理の仕方というのは、その中で、いわば不安がある移行時の問題、この問題だけにかみついて、そして民間委託、移譲という方針を出したただけですよ。

部長も常々参加されておりますから、もっと保育事業が今、全国的にどういう展開を見せているのか、かなり市場化が問題になっている。そういう時点で深い考察を加えて、住民の皆さん、保護者の皆さんにはこういう負担があるんだというとならえ方はできないんでしょうか。

私は、あなた方がコスト論であるとか、あるいは移行時の不安事だけを何度述べても、保護者の方々の気持ちがおさまるようなご答弁はしきれないと思いますよ。もっと深いところからとらえていく必要があるんじゃないですか。その辺の見解をお知らせください。

それから、市長にお尋ねをしたいと思います、私は、今回のアメリカのイラク攻撃に対する国連が果たした役割というのは、市長も申されたように、非常に重要な役割を果たしているというように、私も率直に感じています。

私が率直に不安なのは、それに対する日本の協力姿勢の問題です。市長からも触れられましたイージス艦もインド洋に向かうことは決定されている。それは被爆県長崎の佐世保基地ですからね。長崎でつくられたイージス艦です。

そういう点では、この長崎県、長崎市内の動きというのが、私は直接、敏感に感覚的にとらえることができるんですね。被爆地長崎あるいは被爆県佐世保の港から、こういったイラク攻撃とのかかわりが如実に出てきていると、市長、その辺は被爆都市長崎の市長として率直に考えられませんか。私は、市長自身が、そういう見解をこの場で率直に述べてほしいと思っています。

福祉保健部長（高谷洋一君） 茂木保育所等の民間移譲についての再質問にお答えをいたします。

私も保護者会等の話し合いの中で、保護者の皆さんといろんなお話をしました。全体会議の中では、特に私立保育所の多様なサービス、また、はっきり言って、私たちが今行っている市立保育所のコストが非常に高いと、私たちとしては、総合的に児童福祉政策をもっとやるためにはいろんな工夫をして財源を生み出す必要もあるというようなことでいろいろ説明をしましたが、保護者の皆さんのご心配につきましては、やはり公立に対する安心感というのが一つあったことは確かでございます。それともう一つは、移行期の保育士の交代に関する不安、これも非常に強いものがございま

した。そこら辺で私たちが話をする中で、一つ、委託という、もう少し市の方がかかわっているやり方、これを保護者の皆さんからも提案がございました。そういった中で、私たちもこれを真摯に受けとめまして、保育所の委託、これをやって、その中で市のかかわりが深い中で、皆さんの新しい保育所に対する心配が防げるのではないかと、そういった中で一応議論を尽くしてきたというふうに思っております。

私たちも株式会社に委託をするとか、移譲をするとか、そういう考えは今のところございません。民間の福祉法人ということで移譲をやっていく。この中で私たちの指導監督権も行き届くのではないかと、そういうことで保護者の不安も解消につながるのではないかとということでお話し合いをさせていただきましたので、この点をご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 中田 剛議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

イージス艦の派遣の件についてのご質問でございますけれども、政府は、そういう方向を出したようでございますが、与党3党での足並みも、仄聞をしますとまだそろっていないようございまして、いろんな意見があるようであります。こういう問題というのは、もっと与党3党も含めて、国会も含めた、そういう議論というのはちゃんとしておいた方がいいのではないかなというふうに私は思います。

以上でございます。

15番(中田 剛君) 最後に意見を申し上げておきたいと思いますが、福祉保健部長、民間福祉法人への委託という形で、いわば将来についてはどうなるのか、今のところ考えていないと、これは一般的に民間企業の参入の問題だと思うんですけども、将来のところの話になりますと、5年前は、民間あるいは福祉法人、民間委託の方向というのは全くないんですよ。今の保育行政の全国的な動きというのが市場化に向かって進んでいるわけですから、いわば、端的に言いますと、ちょうど精神障害者が個人と業者が具体的に契約するという形ですが、そういうシステムを導入しようとしていますね。こういう形になっていきますと、これは行政の機能というのはだんだん後退していくことをみんな知っているわけですよ。そういう不安がいっぱいあるわけですから、そういう中で民間移譲ですから、私は、保護者の皆さんのそういう気持ちをもっと尊重して、あなた方が意見交換をしていかないと、これは何度かかって事も同じだと率直に感じております。あなた自身も、そういう点では率直に反省すべきではないんですか。この機会に、私はいま一度、具体的に撤回をして、もう一度検討して練り直してくるということをお求めおきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

副議長(松尾敬一君) 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、明10日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時1分 =

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成15年2月10日

議 長 野 口 源次郎

副 議 長 松 尾 敬 一

署名議員 陣 内 八 郎

署名議員 毎 熊 政 直